

昭和48年

3月

広報

No.275

# おだわら

編集・発行 小田原市役所広報課 印刷錦文道堂

小田原市城内3番22号 〒250電話22-1111

昭和29年10月25日 第3種郵便物認可 毎月1日発行1部3円

人口 169,689 世帯 43,400

(2月1日現在)



▲出迎えを受けた市長

## 市長に中井氏再選

### 7つの公約を実行

#### 《七つの公約》

##### 総合計画の実施

昭和六十年に人口二四七、〇〇〇人を想定して策定した「緑と水の豊かなまちづくり」のための小田原市総合計画を完全実施する。

##### 道路整備及び新築五ヵ年計画の策定

県西の核都市にふさわしい道路網の整備（新設・舗装）と市道の舗装化をはかる。

##### 小・中学校の鉄筋化及び整備五ヵ年計画の推進

小学校の校舎を五ヵ年で鉄筋化するとともに中学校もこれに準じて鉄筋化を進め、さらに体育馆、ブール等の付属施設を建設する。

##### 青少年、老人、婦人対策の充実

西浦スポーツセンターの建設を促進するなど青少年健全育成のためにスポーツを振興する一方、老人のためにはいのいの家を建設し、あわせて老人医療費無料化を進めて年給引き下げをかり、さらに婦人のために婦人学級等を充実させる。

##### 中小企業対策として農水産業の振興

水産業対策として各種融資制度を強化拡充し、農水産業に対する補助金による農業振興をはかり、農業生産を促進し、あわせて觀光的農水産業をさらに進歩化する。

##### 福祉行政の強化と公害対策

総合福祉センター、市営住宅等を建設する一方、人口増加に伴う工公害や生産工場の公害を排除し、さらには暮らしよい生活を守るために早急な上下水道の設備と沿沢川流域の建設を促進する。

##### 自然と文化財保護

古い歴史と豊かな自然を持つ小田原を開拓によって破壊されることなく、特に残された史跡及び文化財遺産を保護するため、担当課を新設する。

2月4日に行なわれた小田原市長選挙において、中井一郎氏が44,626票を確得して再び市長に選ばれましたので、第11代小田原市長としてこれから4年間市政を担当することになりました。

2期目を迎えた中井市長は、2月7日の初登庁の日に、市の職員を集め、選挙中市民に訴えた「7つの公約」を実行するにあたり、力をあげて努力する旨を述べ、これに対する職員の協力を求めましたが、これら施策の推進には、市民の皆さんとのこれまで以上の理解と協力が必要でありますので、これから市政をよろしくお願ひ申しあげます。

なお、7つの公約は次のとおりです。

"広報おだわら。99%が読む

600人を対象に調査

[広報おだわらアンケート]

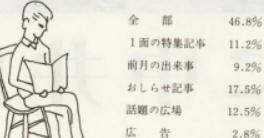
1. あなたの家の広報おだわらが届くのはいつですか。



2. あなたは広報おだわらを読んでいますか。



3. あなたは広報おだわらのどの部分を読みますか。



4. あなたは広報おだわらの編集をどう思いますか。



5. どうすれば良くなると思いますか。



市民の声をのせる	40.0%	記事を少くする	1.4%
市長の声をのせる	22.8%	写真を少くなる	1.7%
記事が多くする	17.0%	その他の	7.5%
写真を多くする	9.6%		

川や海をよごさないためにつぎのことを守りましょう

- ◇ 川や海にゴミはすてない、すてさせない
- ◇ みんなで協力、下水のそうじ
- ◇ 浄化槽、年に一度はそうじをしよう
- ◇ 危険です、やめよう廃液たれ流し
- ◇ 海岸の、アキビン、アキ缶、けがのもと



小田原市美化運動実施本部

美しい川を守る広域施策  
酒匂川に流域下水道計画

美しい川を守るために、酒匂川流域の下水道を整備していくことを目的とした計画です。

現在の状況

現在、酒匂川流域では、

下水道整備が進んでおり、

まだ未整備の地域が

あります。

今後、

流域全体で

下水道整備が

進んでいく予定です。

そのため、

流域全体で



## 新しい下水道賦課区域

もれなく受益者の申告を

自転車も交通事故です。  
必ず近くの交番、駐在所に届けて  
証明を受けてください。

# 自動車排ガス —5月から規制強化—

いま、町を走っている車は、光化学公害の原因となる物質をだして  
います。

そこで、このほど車からでこれら物質を規制することになり、5月からは、対策がしていない車は走れなくなります。つまり、ジーザル車、二輪車、特殊自動車（建設用、農耕用）以外の車は、全部整備工場で4月中に点火時期を調整しなければなりません。

これはとりあえずの対策で、このあとさらに本格的な対策として、  
排ガス減少装置の取り付けが、別途のとおり義務づけられています。

くわしくは、神奈川県陸運事務所、または、もよりの整備工場に問い合わせてください。

自動車の種類	地 域	48年			49年		50年	
		4/30	8/31	11/30	3/31	12/31	3/31	
四輪自動車(普通車)	神奈川県	↑	←					
乗用車	1800cc以上	神奈川県	↑	←				
車・トラック	1800cc以下	神奈川県	↑	←				
小型車	1800cc以下	神奈川県	↑	←				
乗用車・バス	1600cc以下	神奈川県	↑	←				
バス	1600cc以下	神奈川県	↑	←				
乗用車	1500cc以下	全 国	↑	←				
2輪車	神奈川県	↑	←					
自転車	神奈川県	↑	←					
47年12月31日以前に登録した自動車(普通・小型)	神奈川県	↑	←					
2輪車(自転車)	神奈川県	↑	←					

(注) 1. ←は、排出ガス減少装置の備え付け最終期日を示す。

は、点火時期調整の最終期日を示す。  
減少装置（点火時期制御装置または触媒反応装置）の備え付け  
が除かれている自動車は、48.12.1以降の新車。48.4.1以降  
の新型車。新基準に適合すると運輸大臣が認定したもの。  
48.12.31以前の初登録車は、軽自動車がある。

「新規に開拓する」（O.カッター）  
ナッシュの本業は、農業だ。  
その業、小作農、手芸者等、  
その立場、一派の農業者、  
ナッシュの一族が、草創した  
農業地帯である。これが、草創した  
農業地帯である。

水洗便  
屬町二  
四丁目  
科品店  
「三丁目」  
露東(3)  
池袋  
ボルネ  
桜當区議

南町・栄町・中町地区



連日のにぎわい  
墓子展は好評

二階では皆様お召しの品や、かんじ  
にござります。

ざり菓子、二  
行なわれま  
が行なわれ  
んでした。

# しあわせはいつまでも

## 小田原市交通災害共済

3月は更新の月です。すでに加入しているかたには市から通知しますので、お忘れなく。また未加入者はこの機会にぜひ加入を。

なお自治会が一括加入のとりまとめをしておりますのでなるべく自治会を経由してお申し込みください。

交通対策課交通共済係（電話 22-1111）







サツカ一で

寒さを吹つ飛ばそう

小田原市スポーツ少年団本部で  
いきます。

### 園池製作所が初優勝



卷之三

この大会は、スポーツ少年団の三主導者質（すでに現役で活動している者）四期目で、皮ボール専用球としてサッカーボールの使用も制限をしない方針を立て、一步一步中央の大企業に近いかたちをもつて

小国町市スポーツ少年団本部では、全国卓いがサッカーを通じて、交歓をはかるなどして、市内の少年たちにスポーツ少年団をもつと、もう少し組織としてもおつり、第三回のサッカーフ大会を開催いたしま

## 寒さを吹つ飛

サツカーデ

雨中の駅伝に声援

第一回 細君の誕生をいたしました

## スポーツグループを 結成しよう



## スポーツのご案内

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主 催 団 体
3月17日	スポーツ少年団サッカー大会	午後2時から	城山陸上競技場	教育委員会
3月18日	〃	午前9時から	〃	〃
3月21日	〃	〃	〃	〃

# 図書館からのおしらせ

## 新年度の館外貸出の登録について

図書館はみんなの書斎です。

現在使用中の館外貸出券の登録期限が、3月いっぱいに切れますので、旧年度の貸出券をお持ちの方は、新たに登録手続きをしてください。  
また、初めての方も、この際登録なさると便利です。一度登録しますと、来年の3月31日まで有効の貸出券を発行いたします。図書の館外利用での紙面はすべて無料です。  
なお、登録申込み用紙やその方法など詳しいことは次におたずねください。



## シンナー・接着剤等の

乱用を防止しましょう

学年末シンナー・擁護剤等乱用防止運動期間

3月1日～3月31日

シンナー・接着剤等の乱用は、青少年の心身の発達をさまたげ、また非行の原因ともなっています。市民総ぐるみて乱用を防止しましょう。

亂用者を見ましたら110番へご連絡ください。



場所と目標をはっきりと

火事の問い合わせと防火の相談は  
本署(23-1251)  
東分署(47-2540)  
西分署(22-8752)  
北分署(34-4024)  
西大友分遣所(36-4727)

### 3月の市民相談室ご案内

相談内容	相談者	と	き
なんでも相談(市職員)	毎日	8時30分～17時	(土曜日の午後と日曜日・祝日は休みです)
◎市長の相談(市長)	5日	9時～10時	
人権擁護相談(人権擁護委員)	13日	10時～15時	
行政苦情相談(行政相談委員)	1日・15日	10時～15時	
◎法律相談(弁護士)	6日・14日・28日	13時～15時	
◎交通事故相談(弁護士)	6日	13時～15時	
高齢者職業相談(高齢者無料職員)	2日・9日	10時～16時	
心配ごと相談(民生委員)	5日・12日・19日・26日	10時～15時	
登記相談(司法書士)	8日・22日	13時～16時	
市税の相談(市職員)	5日・15日・26日	8時30分～17時	
保健相談(市保健婦)	6日・27日	13時～17時	

◎ 印の相談は、予約制です。

電話などで前もってご連絡ください。



#### **市民相談室** 市役所正面玄関の右側

**822-1111**

## 下水道事業受益者負担金 第4期分

第4期 分

納期限は三月三十一日です

水道料金・下水道使用料は  
口座振替で

この制度は、みなさんの預金から自動的に水道料金、下水道使用料のお支払いができる制度です。

この制度をご利用になりますと  
集金日のお気づかいはもういりません。  
銀行がみなさん代って、お支払い手続き  
いたします。  
申し込み費用は一切かかりません。  
領収書は銀行からお送りします。  
昼間留守がちのご家庭には特に便利です。

お申し込みは

- もよりの銀行又は信用金庫(組合)  
農協市内各本支店窓口へどうぞ
- 詳しくお知りになりたい場合は水道  
部庶務課(電話23-1181)へおたず  
ねください。

連絡 水道料金、下水道使用料等の未納のかたは  
お見ゆにむかへいがさい。

引越し等の場合はお早めに水道部庶務課へ  
ご連絡ください。